

# 北方領土日本帰属の歴史的及び法的合理性

## 1 はじめに

ロシアは、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の4島嶼は、第二次世界大戦の結果領有したものであるとその正当性を主張する。その領土主権の主張に正当性があるのかを、歴史的事実及び法的観点から検証する。

## 2 日露国境画定までの歴史的背景

### 2.1 千島列島と樺太の歴史（ロシア帝国の1709年のカムチャツカ半島領有、1747年の宣教師の千島列島派遣まで）

千島列島における縄文遺跡の発掘から、北海道から伝播した縄文文化は、少なくとも列島中間に位置する新知島（シムシル島）まで及んでいることが分かっている。列島最北端の占守島（シュムシュ島）、その直南の幌筵島（パラムシル島）では縦穴住居、貝塚、北海道のオホーツク文化に属する遺物が発見されている。占守島の住民はアイヌ語を話していたことが分かっている。また、カムチャツカ半島南部では、寛永通宝、擦文文化、アイヌ文化に特徴的な内耳土鍋が発掘されている。これらのことから、縄文人やアイヌ民族は北海道から千島列島を渡りカムチャツカ半島南部まで入植していたことが分る。1696年にカムチャツカ半島南部に進出したロシア人は、この地で陶磁器、漆器、木綿服その他の高度な技術で作られた日本製品に接している。カムチャツカ半島南端に住むアイヌ民族を、後にロシアはクリル人と呼び千島列島をクリル諸島と名付けた。千島列島全島にアイヌ語の名称が付けられている。

樺太については、周から漢代までを編纂した山海経には、倭は黒竜江口の北から始まると記載されている。1471年の朝鮮の海東諸国記にも、日本国域は黒竜江河口の北、すなわち、樺太北端から始まると記載されている。また、1264年(1274年の壱岐、対馬、筑前へ元・高麗軍が襲来した文永の役の10年前)、元はアイヌの討伐に樺太に出兵し、北条氏から委任された蝦夷代官の安藤氏が樺太アイヌを率いて元兵に応戦している。1295年僧侶日持は日蓮宗の布教に樺太に渡っている。これらの事実から、アイヌ民族は遅くとも13世紀までには北海道から樺太に入植していたことが分かる。

15世紀になると、本州北部から武士集団が北海道に移り北海道南部を支配した。その集団の中の蠣崎氏が1474年に南樺太を支配下に置いた。その支配者蠣崎氏は豊臣と徳川に臣従し、1604年に徳川幕府から千島列島、樺太を含む蝦夷地交易の独占権を得て、幕府から松前藩の設立許可を得た。

1624年江戸幕府は各藩に自藩の地図の作成を命じ、1644年松前藩は自藩の

領土として樺太と千島列島を北海道と共に記載した地図(正保日本総図)を幕府に提出している。これが樺太と千島列島が日本地図に表れた最初である。後に作成された欧州人による地図では、北海道、樺太及び大陸は相互に地続きで表現されているが、正保日本総図では北海道と樺太は島として表されている。

このように、松前藩は樺太、千島列島を自藩の領土と認識し、幕府もその認識を踏襲していた。

mt-DNA 及び Y 染色体の分析によると、縄文人、アイヌ及び現代人は相互に関連が深く、アイヌ民族は日本民族に属することが明らかになっている。したがって、樺太及び千島列島の全島はアイヌ民族の先占の地であり、アイヌとは何の関係もない欧州の白人の国ロシアとは何の関係もない。しかも、樺太と千島列島は豊臣時代から本州人の関与があり、日本は自国領土と認識していた。

したがって、樺太と千島列島は古来より日本領土であり、ロシア人が後から侵入してきたことは明白である。

## 2.2 欧州人による千島列島、樺太付近の探索

15 世紀に入ると、スペインとポルトガルは世界を領有するための航海に繰り出し競って金銀と香辛料を求め、世界は大航海時代を迎える。1494 年ローマ教皇は、両国の領土獲得の紛争を、世界を子午線で 2 分割するトルデシリャス条約の制定により解決した。トルデシリャス条約により大西洋側の子午線が画定され、1529 年のサラゴサ条約により大太平洋側の子午線が画定された。フィリピンはポルトガル領域に属するが、スペインが既に支配していたこともあって、フィリピンはスペイン領としている。日本は分割子午線が網走市を通りポルトガル領域に属する。

北太平洋に属する日本に関して、スペインはマゼラン海峡から太平洋に出る航路を発見したが、海流と偏西風の影響により日本に至る航路の発見が遅れている。この地理的利点が、帆船による大航海時代に日本が欧州の侵略から免れた原因の一つであった。

以後、世界は、白人国家が宣教師を先遣隊として派遣し原住民に改宗を迫り、政治に干渉しながらアジア、アフリカ及び北南米へ侵攻し、その地を植民地とする植民支配時代を迎える。日本は宣教師の介入による植民支配の意図を敏感に察知しキリスト教禁制と鎖国体制を敷いた。

外国人で最初に北海道松前を訪れたのは、イエズス会宣教師アンジェリスである。彼は 1618 年に松前で得た千島の情報を欧州に伝えている。蝦夷地は金銀が産出されるとの噂が西洋にあった。次に、金銀を求めてこの地の本格的な

探検に訪れたのはオランダ人である。1643年東インド会社のオランダ人フリースは択捉島の直ぐ北の得撫島(ウルップ島)に上陸し、その島をコンパニーズランド(東インド会社の土地の意)と命名した。続いて、択捉島に接近しスターテンランド(オランダの島の意)と命名し、択捉島を自国領と宣言している。その後、樺太の大泊に至り中知床岬を回って北知床岬に至り、帰路、八丈島を經由してオランダの支配下にあった台湾に帰着している。このとき、彼等はこの地の地図を作成した。その地図によると、北海道と樺太は地続きで大陸に接続し、国後島は北海道に接続し、得撫島(ウルップ島)は北米大陸につながっている(1643年フリースの蝦夷地図)。この地図が欧州における蝦夷地の最初の地図となった。

### 2.3 ロシア帝国の東征

欧州に位置するロシアは、モンゴル、オスマン、スウェーデン等の隣国により侵略、閉塞されていた。しかし、1682年にピョートル大帝が即位してロシア帝国(ロシアツァーリ)が建国されると、ピョートル大帝は軍備を拡充して西へ、南へ、東へと領土拡張を加速させた。ピョートル大帝の死後も、ロシア帝国はピョートル大帝遺言(欧州、トルコ、中東を征服支配する計画)に従って、過激な領土拡張に邁進した(ロシアツァーリズム)。

ヤクーツクのコサックは、1648年には北東端のチュコト半島に至った。50年後の1696年にピョートル大帝の命によりロシア人がカムチャツカ半島に至った。ロシア帝国は原住民を征服しつつシベリアを次から次へと領有化しながら東進し、遂に1706年最南端に至り、1709年にカムチャツカ全半島の占領を完了させた。

彼等は1711年に千島列島第一島の占守島(シュムシュ島)に上陸し地図を作成している。その地図には北海道も記載されており、日本人は占守島と幌筈島(パラムシル島、第二島)より土(鉱物のこと)を採取すると記載されている。次いで、彼等は1713年に幌筈島(パラムシム島)に上陸し、アイヌ人が所有する織物、刀、鍋、陶器などの日本製品を収奪している。この時期のロシア人が作成した別の地図には、北千島諸島は日本諸島として記載されている。

また、ピョートル大帝はベーリング等に数次に渡る探検を命じた。ベーリングは北海沿いに、あるいは北緯65度付近のヤクーツク経由で東進している。ベーリングは1728年後に自己の名が付されるベーリング海を探検し、1741年にアラスカに到達した。そして、ロシア帝国は東インド会社に習い露米会社を設立してアラスカを植民地化した。露米会社はラッコ貿易を目的とし、アラスカ住民を千島列島の間際に位置する新知島(シムシル島)に移住させている。

以後、ロシア人はラッコを捕獲する千島アイヌから徴税し、徴税を逃れるためアイヌは南下し、それを追いかけてさらに徴税を課すためにロシア人が南下するということが繰り返された。1778年にはロシア人は得撫島(ウルップ島)に至り、遂に、1779年厚岸(釧路東)に到達した。松前藩はロシア人の国後島、択捉島への上陸を禁止した。幕府はロシア帝国の南下と北海道への侵略の危機感を持つことになった。1800年日本は幕臣近藤重蔵らを派遣して択捉島最北端のカムイワッカ岬に「大日本恵登呂府」の標柱を建て、翌年1801年にその北の得撫島(ウルップ島)に「天長地久大日本属島」の標柱を建てた。

ロシア帝国の日本への侵攻に警戒した林子平は、1786年に海防の必要性を説いた海国兵談を著し幕府に訴えた。松前藩はロシアの南下を警戒して1790年樺太に役所を設けた。1792年にはラクスマンが根室に渡来し通商を求めた。これを機に、幕府は松前藩、津軽藩及び南部藩に蝦夷地の防衛と支配の強化を命じた(蝦夷御取締建議)。

ラクスマンに続いて1804年にレザーノフが通商を求め来航した。レザーノフは樺太を占領してロシア領とし、樺太に居住する日本人をロシア領アメリカに移住させることを計画していた。幕府から通商を拒否されたため、ロシア帝国はフォストフ大尉に命じて武力で開国を迫った。1806年フォストフ大尉は、樺太南岸に到来し略奪を繰り返し、松前藩会所を襲撃して日本人役人を捕虜とし連行した。彼らは1807年に択捉島、国後島を襲撃し、建物、船舶を焼却し、日本人数名を射殺した(択捉事件)。また、彼らは礼文島沖で日本商船を拿捕し、焼却し、利尻島に侵入して武力攻撃を加えた。このようなロシア帝国の武力攻撃は奥蝦夷全体に及んだ(以上、露寇の役)。

## 2.4 間宮林蔵と松田伝十郎による樺太探索

1644年に松前藩から幕府に提出された正保日本総図によると、樺太は島として描かれていたが、19世紀当初の欧州では樺太は半島と思われていた。1806-1807年の樺太襲撃、択捉事件などの露寇の役によりロシア帝国の脅威を感じた幕府は、1808年樺太の海岸線と外国との境界の調査を間宮林蔵らに命じた。

1809年松田伝十郎は東海岸沿いに北上し間宮林蔵は西海岸沿いに北上し、両名は樺太内陸を調査した。間宮林蔵は厳寒の地で挫折しつつ何度かの挑戦の後に北部の間宮海峡を発見し、樺太が島であることを世界で初めて明らかにした。

間宮林蔵は樺太最西端のラッカ岬に「大日本国国境」と刻んだ国標を設置した。これによっても、樺太全土は日本領であることは明らかである。その後、

間宮らは大陸の黒竜江付近に渡りロシアの支配が及んでいるか否かを調査した。その結果、間宮らはこの地域の満洲は 1809 年当時、大清帝国の支配下にありロシアの支配が及んでいないことを突き止めた。勿論、ロシア人は樺太にも入植していないことを確認している。

## 2.5 ロシア帝国の北満洲及び外満洲の領土獲得

ロシア帝国ピョートル大帝が満洲方面へ東進すると、この地には大清帝国(1636 年建国)が存在するため、各地でロシア帝国と大清帝国との間で紛争が生じた。そこで、ロシア帝国は 1689 年に樺太北端の緯度より北に位置するスタノボイ山脈(外興安嶺)を国境とするネルチンスク条約を大清帝国との間で締結させた。したがって、ロシア帝国は樺太の対岸に至る陸路を有していなかった。

ところが、大清帝国が 1841 年、1856 年の第一次、第二次アヘン戦争に敗戦すると、大清帝国では大英帝国の植民地化が進行することになった。

大清帝国の弱体化を見たロシア帝国は 1858 年に武力で威嚇して、黒竜江左岸から西側の北満洲を自国の領土に併合すると共に黒竜江右岸から朝鮮に至る外満洲を、屈理屈を付けて大清帝国との共同管理とした(愛琿条約)。ロシア帝国は共同管理であることを楯にして、外満洲の実行支配を強めた。その 2 年後の 1860 年にはロシア帝国は武力を背景として、今度は、その外満洲を沿海州として自国領土に併合した(北京条約)。

## 3 国境の画定と変更

### 3.1 日露和親条約(国境画定)(1855 年)

ロシア帝国は 1853 年にネヴェリスキーとブッセを司令官として派兵し、樺太のフスナイ河口と大泊(南部)の 2 箇所に、それぞれ、守備兵を強行に駐兵させて圧力を加えた上で、日本との国境画定交渉をしようとした。1853 年(ペリー来航の年)と翌年にプチャーチンは 3 隻の艦隊と共に来航し、1855 年 2 月(新暦)に日露和親条約を締結した。この時、幕府は樺太全島及び千島全島は日本の領地であると認識しており、「日本人並びに蝦夷アイヌの居住したる地は日本所領たるべし」と主張した。しかし、交渉結果は日本の敗北に終わった。択捉島と得撫島(ウルップ島)との間に国境を画定し、得撫島以北から占守島までのクリル諸島をロシア領とし、択捉島及び国後島は北海道の島嶼であり日本領とした。この時点で得撫島以北から占守島までの島嶼が、ロシアが自ら主張するクリル諸島、すなわち千島列島と定義されたことになる。

樺太の帰属については、少なくとも北部のラッカ岬(間宮海峡の最も狭い所の付近)までは日本領とするが、国境線は引かないというものであった。近年にな

って遅れて樺太にやってきたロシア帝国は樺太の領有権を有していないと、幕府は考えていた。樺太では国境線を引かないという玉虫色の解決をして、国境の画定を先送りしたことが、その後のロシア帝国の樺太侵攻に口実を与える原因となった。日本は対抗できる武力も有していないし幕末で弱体化していたとはいえ、この条約の締結は将来に禍根を残した。

### 3.2 樺太仮規則調印(1867年)

日露和親条約締結後、ロシア帝国は武力に物を言わせ、いよいよ樺太の実行支配を強化し始めた。1857年には樺太南部の久春内(クシュンナイ)と真縫に兵を駐屯させて日露両国人の雑居の既成事実化を着々と進めた。

ロシア帝国は沿海州を獲得すると、1859年に軍艦7隻を率いて来朝したムラヴィヨフ総督は、「樺太は大清帝国から奪った沿海州の属領である」と言いがかりを付け、樺太はロシア帝国の領土であると根拠のない一方的で無謀な主張をした。幕府はこれを退けた。

1862年日本はロシア帝国に遣欧使節団を派遣し、樺太の国境画定につき協議させた。日本はせめて北緯50度に国境線を引くことを提案した。しかし、時は1861年、ロシアは対馬を占領し、薩摩、長州はイギリス、フランスと戦争をしていた時期である。日本は北緯50度での国境画定に失敗した。

ロシア帝国は軍事力に物を言わせて全樺太を奪取する意図が強かった。1867年には、ロシア帝国は軍事力で脅しをかけて、樺太を日露の共同管理地(雑居地)とする仮条約を日本に押し付けた。日本は対抗する軍事力もなく、この仮条約を飲んだ。樺太が共同管理地になったことを幸いにして、ロシア帝国は樺太を自国領土の流刑地にして次々に囚人を送り込んできた。さらに、ロシア帝国は日本の本拠地である樺太南部の大泊の隣にも派兵して陣営を設立し、樺太の占領を加速させた。

幕末の日本は、常に欧米諸国の武力を背景にした圧力に屈し、ロシア帝国と対等に領土交渉ができる国力を有していなかった。

### 3.3 千島樺太交換条約(1875年)

日本政府は、一時期、樺太の購入を考えていた。しかし、ロシア帝国は樺太仮規則を根拠にして、兵力の駐留、罪人の流刑、開拓移民の入植を進め、樺太の実行支配を年々強化していった。日本はロシア帝国の樺太占領に対抗できないでいた。囚人の入植が多く、ロシア人と地元日本人との争いが絶えなかった。紛争の処理を誤れば、軍事力のない日本はロシア帝国を排除できず、北海道本

土も奪取されると考えるようになった。日本政府要人の黒田清隆は、このまま行くと北海道の防衛すら危ない、今は北海道の開拓に注力すべきであると考えた。このことを知ったロシア帝国は強気に出て日本に圧力をかけた。

遂に、1875年日本は、領土面積では極端に狭く且つ不毛の地である得撫島(ウルップ島)以北から守占島までの千島列島と全樺太とを交換する千島樺太交換条約を締結することになった。樺太千島交換条約では、樺太に住むアイヌが北海道に移住させられている。このことはロシア帝国がアイヌを日本民族と認識していたことを意味する。

ロシア帝国は、沿海州を獲得した手口「最初は共同管理にして、それを口実にロシア人を送り込み、実行支配が完了した時点でその領土を自己の領土とするという手口」を樺太にも用いたのである。

樺太千島交換条約が締結された時、日本国民は、これは日本領土同士の交換であると悔し涙を流し、臥薪嘗胆、再起を期することになる。

日本はロシア帝国の南下の脅威を身に沁みて感じるどころとなり、諸外国から不平等条約を強制させられた。以後、日本は近代化を図り軍事力を強化することが国家存続のための絶対条件であると考えようになった。

日本はアジアにおいて欧米の侵略を受けなかった唯一の国であると言われているが、これは誤解である。日本はロシア帝国の侵略を受けて、領土を失っているのである。

小笠原諸島も江戸後期に英米に占領されたことがある。小笠原諸島は日本人により1670年に発見され、幕府による調査の結果無人島であることが分かり、先占として1675年に日本領土となった。しかし、その後に太平洋に進出してきた英国は小笠原諸島を1827年に英国領とした。1830年代になると英米人が入植してきた。また、米国も同時期に小笠原諸島を自国領としている。1875年に寺島宗則外務卿は英国公使パークスに日本の先占を粘り強く説明して、小笠原諸島を取り戻している。この時、日本は居住英米人を強制帰国させるのではなく、帰国するも継続居住するも本人の意思に任せ、継続居住した者には生活を補償している。

### 3.4 日露戦争

朝鮮は日本による度重なる近代化支援にもかかわらず、ことごとく政体の近代化に失敗していた。政変の度に、日本の公使館は出兵してきた清国軍や朝鮮人に襲撃され、日本人が殺害されていた。李氏朝鮮は独立の気概がなく大清帝国の冊封に甘んじていた。沿海州の領土化(1860年)と樺太の領土化(1875

年)を始めとするロシア帝国の南下に対する警戒もあって、日本にとって、李氏朝鮮が確固たる独立国となることが必要であった。東学党の乱の制圧のため朝鮮に侵攻した清国軍と、過去の日本人に対する略奪、襲撃の経緯から邦人保護のために出兵した日本軍とが衝突した。日本は清国軍を排斥するために、1894年大清帝国と戦い勝利した。そして、1895年4月17日に日清講和条約(下関条約)が締結された。その講和条約第1条には、日本の戦争目的であった「清国は朝鮮国が完全無欠なる独立自主の国であることを確認し、独立自主を損害するような朝鮮国から清国に対する貢・献上・典礼等は永遠に廃止する。」(現代語表記)と規定された。日本は朝鮮を自主独立の国とし、大清帝国の冊封を解き独立させた。その後、朝鮮は1897年に大韓帝国と名乗るようになる。

しかし、日本はこの6日後にロシア帝国の主導によるロシア、フランス、ドイツの三国干渉に合った。3国に対抗する国力のない日本は、涙を吞んで条約により正当に獲得した遼東半島の權益を放棄することになる。1896年ロシア帝国と大清帝国は、共に日本を敵国とした軍事同盟である露清密約を締結していた。この対日露清密約は日露戦争下においても秘密に保持されており、事実上、日本は日露戦争において露清同盟と戦ったことになる。

露独仏は三国干渉の報奨を大清帝国に強圧した。ロシア帝国は遼東半島と満洲における東清鉄道(シベリア横断鉄道のウラジオストックへのショートカット線路)及び南満洲鉄道の施設経営権を獲得し、ドイツは青島、山東半島の權益を、フランスは広州湾の租借と支那本土での鉄道の施設権をそれぞれ獲得した。またまた、日本は、臥薪嘗胆、捲土重来を期することとなる。

1900年支那本土において義和団の乱が発生し、義和団を支持した大清帝国政府が諸外国に宣戦するという北清事変が発生した。義和団を制圧し北京在住の公使館員や自国民を救済し保護するために、英米独仏露日伊澳-洪の8カ国は軍を派兵した。この時の日本軍は先頭に立って戦い、各国軍の中で最も厳格に規律を保持していた。ロシア軍は略奪や凌辱が激しく、現地の支那人はロシア軍から逃れて、日本軍の駐屯地や管理地に保護を求めて駆け込んだ。この時の日本軍の厳格な規律保持が外国、特に英国から称賛されることとなり、1902年の日英同盟の締結に至らせた。

北京議定書(1901年)により各国は撤兵したが、ロシア軍は清露撤兵条約に違反して満洲に居座り続けた。三国干渉に敗退した日本を見くびった事大主義の大韓帝国は、大清帝国からロシア帝国に接近した。反ロシア派の運動もあって、あってはならないことに、李氏高宗はロシア領事館に逃げ込み、ロシア帝国の保護の下に政治を行うことになる(露館藩遷)。

そして、1904年5月満洲のロシア軍は鴨緑江を越えて大韓帝国義州へ侵攻



した。1904年10月日露交渉をした後に、日本はロシア帝国の朝鮮への侵攻と朝鮮の支配を排除するためにロシア帝国との開戦に至った。そして、日本は勝利し、1905年9月5日にポーツマスにおいて日露講和条約を締結した。

アメリカ大統領セオドア・ルーズベルトの仲介によるポーツマス講和会議において、領土問題に関して、日本は、当初、全樺太及びその付属島嶼の返還を要求した。交渉は難航し日本政府は領土・賠償金の要求を放棄する腹を決めかけていたが、ロシア皇帝の南樺太譲渡(返還)の意向が伝わり交渉は成立した。会議の後に、全権ウィッテは、日本は全てを譲歩したと発言したと言われている。すなわち、ユダヤ商人から戦債を負っているロシア帝国は賠償金を支払う能力がなく、ウィッテは賠償金を払わなくとも良いのであれば交渉によっては全樺太譲渡(返還)でも良いと思っていた、とも言われている。

日露戦争下、日本軍は全樺太を占領していた。日本の新聞の論調は、本来、全樺太が日本へ返還されるべきところ、樺太の占領を解いて北樺太をロシアに譲渡したことは誠に無念とのことであった。交渉結果に不満を抱く日本では、小村寿太郎全権の帰国時に暴動が起こっている(日比谷公園焼討事件)。

対露外交の困難さと共に日本外交の稚拙さが窺われる。ポーツマス条約には南樺太の譲渡と規定されているが、歴史事実から見ると、本来全樺太は日本領土であったのであり、その半分の南樺太は割譲ではなく日本への領土返還である、と言うのが当時の日本社会の論調であった。

史上初めて、非キリスト教有色人種国家の日本がキリスト教白人人種国家に勝利した日露戦争の勝利は、白人に植民地支配されているアジア、アフリカ各国の他、ロシア帝国に植民地支配されていた白人国家フィンランド、ポーランド、バルト三国にも多大な勇気を与えた。この勇気を得て植民地国民は、やれば自分達にも自国を白人支配国から独立させることができるとの強い気概を抱くようになった。各植民地国家は、大東亜戦争の敗戦により日本軍が撤退した後に再度侵略してきた白人国家と戦い独立を勝ち取るようになった。この戦いと独立のために、残留日本軍人は共に戦い協力と支援をし、多くの命を落している。

日露戦争後、逆に支那大陸の支配を求めるアメリカは、日本を警戒し日本を仮想敵国とするオレンジ計画を推進することになる。

## 4 大東亜戦争に至るまでのソ連

### 4.1 欧州戦争勃発(1939年9月1日)

第一次大戦中の 1917 年ロシアは 2 回の共産主義革命を経てソ連となった。共産主義は皇統を廃絶させる国家転覆革命思想であるので、日本は当然にこれを受け入れることはできず、共産主義ソ連を警戒するようになった。その一方、世界大恐慌(1928 年)を資本主義の行き詰まりと見て、共産主義社会に憧れを抱く共産主義者が、レーニン、スターリンのインターナショナル組織コミンテルン(世界同時労働者革命組織)の浸透もあって、日本、米国、中国、欧州、その他世界中に多く出現した。ソ連の設立当時、日本と米国はソ連を国家承認していない。米国がソ連を承認したのは、フランクリン・D・ルーズベルト(FDR)が大統領に就任した 1933 年である。共産主義国家を容認し、共産主義者を側近においたことは FDR の犯した大きな誤りの一つであった。ソ連はフィンランドに侵略したことから、直ちに連盟から除名されることになるが、ソ連が国際連盟に加盟したのは 1934 年である。

1936 年日本は共産主義の拡散を阻止するためにドイツと防共協定を締結した。以前からドイツは第一次大戦敗戦による膨大な賠償金の支払いに当てる外貨を稼ぐため、蒋介石国民軍に武器を輸出し軍事指導を行っている。1937 年 7 月 7 日北京近郊の盧溝橋において、北京議定書に基づき適法に駐留していた日本軍に対して、蒋介石の共産党軍から発砲があった。これが盧溝橋事変であり支那事変の始まりである。1900 年以後、英米仏などの外国軍も北京議定書に基づき自国民の保護のために適法に駐留している。日本軍は不拡大の方針の下、隠忍自重し事件を解決しようとした。しかし、盧溝橋事件の後、第二次上海事変までの間、7 月 13 日の大虹門事件、25 日の廊坊事件、26 日の広安門事件、そして、7 月 29 日に発生した凄惨な通州事件(230 名の日本人虐殺と凌辱)と、中国軍による日本人虐殺と挑発が繰り返された。そして、8 月 13 日突然に、北京から遠く離れた上海に事変は飛び火することになる。第二次上海事変の始まりである。第二次上海事変を起こした張治中は蒋介石配下ではあるが、共産党が共産党の戦略を遂行するために国民党に送り込んだ要員である。

こうして、日本軍は中国軍の日本国民に対する暴虐、凌辱、挑発と、攪乱に巻き込まれ泥沼に入り込むことになるが、ドイツは蒋介石軍を軍事支援と軍事教育をしていた。このことが、日本が上海事変に苦戦し、その和平締結に失敗した一因となる。

1939 年 8 月日本と防共協定を締結しているドイツは、犬猿の相手のソ連と独ソ不可侵条約を締結し、9 月 1 日ドイツとソ連は手に手を取って共にポーランドに侵略した(ソ連は 9 月 17 日)。第二次世界大戦欧州戦争の勃発である。イギリスとフランスは即時にドイツに宣戦布告しているが、同じことをしたソ連

には宣戦布告をしていない。時の平沼騏一郎首相はドイツの裏切りに合い、方向性を見誤り「欧州事情は複雑奇怪なり」と発言して、内閣は瓦解した。ソ連は1939年11月にフィンランドにも侵略し、これが原因でソ連は国際連盟から除名された。ソ連はその後、独露密約の下にリトアニア、ラトビア、エストニア、ルーマニアを侵略し自国領とした。

#### 4.2 ソ連の日本に対する参戦(1945年8月8日)

フランスは早々とドイツに敗戦しイギリスも風前の灯火となっていた1940年9月、日本は破竹の勢いのドイツと軍事同盟(後に、イタリアを加えて三国同盟)を締結する。この時期は、日本は1939年7月に既に米国から通商条約を一方的に破棄されていて、米国は航空機燃料の日本への輸出を禁止し、その他米国からの鉄、機械、石油などの日本への輸出の制限が次第に強化されていった時期である。また、米国は植民地支配国である持てる国のイギリスとオランダに働きかけ、東南アジアから日本に石油、錫、ゴムなどの原料、米などの食物を輸出することを禁止させた。次第に、日本は持てる国家による植民地圏経済体制の影響を受けて存亡の危機に遭遇することになる。

米国は、ドイツとの軍事同盟の意図に関する日本の度重なる説明にもかかわらず、日本の真意を理解しようとせず、軍事同盟を意図的に曲げて解釈して日米交渉を成立させなかった。この軍事同盟は結果的には日米交渉を難航させて裏目に出ることになる。時の松岡洋右外相は後に後悔の念を表明しているが、勢いのあるドイツにソ連を加えることで英米の日本への参戦を防止できると考えて軍事同盟を締結した。そして、ソ連を加える目的のため、松岡外相は防共方針を捨てて訪ソし、ドイツの了承の下、別れ際にスターリンに抱擁されてソ連と日ソ中立条約を締結した(1941年4月)。スターリンはドイツとの戦争を前提に東側の安心を得て西側へ戦力を投入するために日ソ中立条約を締結しようとした。実は、日露戦争の後の強国日本を警戒して、ソ連は日本と不可侵条約を締結したがっていたが、日本は共産主義を警戒し長年これを拒絶してきた。

ところが、ところが、日ソ中立条約の締結の2ヶ月後の6月にドイツは、ソ連の東欧への侵略に我慢ができず、イギリス本土への空襲を止めて、元来犬猿の仲のソ連に宣戦布告した。なんと、ドイツは、肅清と独裁と民族抑圧と侵略拡張のソ連を、後に米国大統領 FDR が戦争目的として民主主義国家群と標榜した連合国側に追いやってしまった。スターリンはこうなることを当然に想定していた。時の近衛文麿内閣の側近にコミンテルンのスパイとも言われる元朝日新聞記者の尾崎秀実らの共産主義者らがあり、彼等はソ連のスパイのゾルゲ

と共に、日本がソ連を攻めずに南進させる画策を行った。そして、尾崎やゾルゲは、日本がソ連を攻撃しない意図があることをスターリンに知らせ、ソ連は軍備を西側に傾注することになる。尾崎、ゾルゲはこのスパイの罪で処刑されている。

三国同盟と日ソ中立条約があるにもかかわらずドイツがソ連を攻撃したのは、ドイツの3度目の裏切りである。と言うよりは、ヒットラーやスターリンの言葉を真に受けて、彼等の腹黒い意図を探れなかった日本のインテリジェンスのない不甲斐なさと、日本外交のうぶで、人の良さを嘆くべきであろう。

## 5 ソ連の対日参戦

### 5.1 ソ連の参戦

1945年8月6日に広島に原爆が投下されると、スターリンは日本から終戦仲介を依頼されて、日本が降伏する意思があることを知りながら、日本がポツダム宣言を受諾する前に日本に対して参戦することを急いだ。ソ連はヤルタ密約で決められた参戦予定日に当たる8月20-25日より2週間近く前の8月8日に日本に宣戦布告した。その後、ソ連はポツダム宣言に署名し、8月9日から満洲、樺太及び千島に侵攻した。日ソ中立条約には5年単位の自動延長条項が存在するが、ソ連は4月5日に延長しないと日本に通告した。有効期間は8ヶ月残存していた。ソ連の参戦後の軍事侵略は、日ソ中立条約第一条の「両締約国ハ両国間ニ平和及友好ノ関係ヲ維持シ且相互ニ他方締約国ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スヘキコトヲ約ス」に明確に違反している。

日本は1945年5月からソ連に対して仲介斡旋工作を開始した。参戦を決めていたソ連に、日本は7月13日に終戦斡旋を依頼するため近衛文麿を派遣することを申し入れたが拒絶された。これまた、日本のインテリジェンスの欠如である。

8月14日に日本はポツダム宣言を受諾し、その意思はスイスを通じてソ連にも送達された。8月15日と16日に大本営から日本軍の戦闘停止と武装解除が各戦場前線に指令され、日本軍は降伏した。

### 5.2 ソ連軍の南樺太への侵攻

ソ連軍は南樺太に8月11日に侵攻した。ソ連軍は、ポツダム宣言受諾後の8月20日に真岡に、22日に豊原に上陸し、民間人を攻撃し4000名以上が犠牲になった。ソ連兵の略奪と凌辱が絶えなかった。満洲、南樺太では日本軍の武装解除後もソ連軍の略奪と凌辱は止まず、60万人がシベリアやソ連のその他の地域に連行され過酷な労働を強制させられた。これらの一連の行為は捕虜虐待

であり、ハーグ陸戦法規に違反することは明らかである。

南樺太、千島列島ではソ連軍は停戦しなかったため、日本軍は止むを得ず自衛戦を戦った。日本軍の前線とソ連軍との間で停戦合意が成立し、ソ連軍総司令部はソ連軍前線に停戦命令を出したが、前線のソ連軍は戦闘行為を停止せず戦闘を継続した。

国際法上の休戦契約の成立の時は、ソ連も署名しソ連の意思が反映した降伏条件を規定した布告(ポツダム宣言)を日本が受諾する意思が、相手であるソ連に伝達された時である。したがって、法律上、終戦(戦闘停止)は日本のポツダム宣言受諾の意思がソ連に送達された時の 8 月 14 日である。遅くとも、ソ連軍総司令部が停戦命令を出した 8 月 24 日には終戦合意は成立していたと考えるべきである。満洲、樺太では、公官庁に白旗が掲げられているにもかかわらず、ソ連軍は民間人の銃撃掃討、略奪、凌辱を繰り返した。

また、8 月 22 日には樺太から北海道に向かう引揚者を乗せた小笠原丸、第二号振興丸、秦東丸の 3 隻は、留萌沖でソ連の潜水艦に撃沈され、1700 名が犠牲となった。また、ソ連軍は海上に投げ出された生存者に対して機関銃掃討をした。さらには、終戦後において能登呂丸、東春丸、大地丸の撃沈もある。

南樺太においては、停戦合意後であってもソ連兵は白旗を掲げる日本兵を機関銃掃討し、南端近くの真岡電信電報局で最後まで交換業務を遂行して職責を果たし、ソ連兵が迫る直前に凌辱を恐れて服毒自殺した 9 名の日本人女子交換員がいた。また、恵須取町の大平炭鉱病院では、最後まで職責を果たし、最後にソ連兵による凌辱を恐れた看護婦の集団自決があった。以上、日本がポツダム宣言を受諾した後のソ連による日本兵及び民間人に対する攻撃は、ハーグ陸戦法第 23 条の降伏した兵士の殺傷禁止、第 28 条の略奪の禁止、第 36-38 条の降伏及び休戦規定、第 42-56 条の敵国の領土における軍の権力を制限する規定に違反していることは極めて明白である。

### 5.3 ソ連軍の千島列島への侵攻

8 月 15 日天皇陛下のポツダム宣言受諾の玉音放送があった後の午後 3 時に、スターリンは極東総司令官アレクサンドル・ワシレフスキーにクリル諸島の奪取を指令した。千島列島では、ソ連軍は 8 月 17 日午後 11 時、最北端の占守島の北端に近い竹田浜から艦船砲撃しながら侵攻してきた。この時、日本軍は既に武装解除指令を受けていた。止むを得ない自衛攻撃であっても 8 月 18 日の 16 時までと札幌第 5 方面軍から指令されていた。

しかし、相手からの攻撃が継続したため、第5方面軍樋口季一郎司令官は自衛のために攻撃することを前線に指令した。21日にはソ連軍を海岸線まで押し返した。この間、停戦のために2回軍使が遣わされたが射殺されている。日本軍は、とにかく18日の時点で停戦をして、ソ連兵の民間人への略奪と凌辱を防止するために、民間人を本土に送還した後に武装解除する停戦条件を要求していた。しかし、ソ連軍は停戦即武装解除を要求した。日本軍はソ連の要求を受け入れ、日本軍とソ連軍との間で、8月22日に停戦合意が成立した。日本軍は降伏文書に調印し戦争を停止して武装解除した。

その後、ソ連軍は得撫島までのクリル諸島に駐留している日本軍を武装解除し、8月27日に択捉島に至ったが、択捉島以南は米軍の占領管轄と認識しており、ここで侵攻を一旦停止した。しかし、ソ連軍は択捉島以南には米軍が駐留していないことを知ると、択捉島以南にも侵攻した。

択捉島への上陸は8月29日、国後島と色丹島への上陸は9月1日、歯舞群島の占領は、日本が米戦艦「ミズーリー」号上で降伏文書に調印した9月2日より後の9月3日であった。千島全島の占拠を完了させたのは9月5日である。日本兵はシベリアなどソ連に連行されている。

#### 5.4 ソ連による北海道占領計画

8月15日米国政府は、日本軍がソ連に降伏する地域を満洲、朝鮮北部(38度線以北)、南樺太と規定した一般命令第一号を発令している。スターリンはこれに反発して、千島列島全部と北海道北半分とを加えるようにトルーマンに要求した。トルーマンはソ連による朝鮮占領を北部だけに留めることをスターリンに同意させるため、千島全島の占領を許可し、北海道北半分の占領を拒絶した。

しかし、1945年8月18日発信のソ連極東軍最高司令官ワシレフスキー元帥からスターリン等に宛てた機密文書によると、トルーマンの意向は無視して釧路と留萌とを結ぶ線の北側の北海道半分も樺太及び千島と共に占領することが、占領実施計画に組み込まれていた。樺太及び占守島での日本軍の降伏後の防衛戦が、ソ連軍による北海道侵攻を遅らせソ連による北海道の占領を回避させた。

ソ連は1945年9月20日に南樺太と択捉島及び国後島を自国領サハリン州に編入した。

## 6 北方領土問題

### 6.1 大西洋憲章

大東亜戦争開戦前の1941年8月14日に、チャーチルとフランクリン・ルーズベルトは大西洋憲章を発表している。英米は、自分達が過去にやってきた侵略史を棚に上げて、なかなか立派な現実とは正反対のことを高らかに宣言して

いる。

英米は領土拡張も、当事国の自由な意図に反する当事国の領土の変更も望まない。英米は各自当事国が自ら政体を選択する権利を尊重する、主権、自治が奪われた国に主権、自治を返還することを希望する。英米は大国、小国、戦勝国又は敗戦国を問わず、その国がその国の経済発展に必要な通商と原料の均等条件を享有することの促進に務める。などと、大西洋憲章には彼らが現実に行ってきたこと、その後に行ったこととは正反対の建前が列挙されている。チャーチルは、英国にはこの憲章を適用しない、英国領植民地は適用除外であると述べている。

大西洋憲章を適用するのであれば、英国は即刻、植民地を開放しなければならない。米国もフィリピン、キューバ、プエルトリコ、パナマ、ハワイ、グアム、テキサス、ニューメキシコ、カリフォルニアなど、挙げればきりがなほどの国を独立させなければならない。ソ連もポーランド、フィンランド、バルト3国、ルーマニア、モンゴルなど同様に併合国や植民地を開放しなければならない。

## 6.2 カイロ宣言(米国の書面では、Cairo Communique)

1943年11月27日ルーズベルト、チャーチル、蒋介石がカイロで会談し、戦後のことを決めている。

日本ではカイロ宣言と訳されているが、書面には署名がなくカイロ会議が終了した後の声明に過ぎない。いわゆるカイロ宣言は、日本の領土のことを決めているが、当事国が参加せずに領土の帰属を勝手に決定した声明は、そもそも、国際条約として成立し得ない。単なる談合に過ぎない。

カイロ宣言は、真っ先に、3大同盟国は自国のための利益と領土拡張とを欲するものではないと高らかに宣言している。よくも言えたものだ。現実には、そうはならなかった。

カイロ宣言には、日本が第一次大戦以後に太平洋において奪取(seize)した一切の島嶼を剥奪するとある。「奪取」とあるがこれは誤謬である。第一次大戦後のヴェルサイユ会議において、日本は国際連盟の決議により国際連盟から委任されて国家予算を注ぎ込み、教育や環境整備を行って統治しただけである。

また、カイロ宣言には、満洲、台湾及び澎湖島の如き日本が清国より盗取(steal)した地域は中華民国に返還するとある。これも誤謬である。大清帝国は万里の長城以南を征服支配していたが、1911年に崩壊した。支配者である女直

人(マンジュ)の出身地であって、民族に対する呼び名であるマンジュを満洲と命名し地名としたのは日本である。満洲は漢民族の入植が長い間禁止されていた封禁の地であった。大清帝国の崩壊後は、支那本土及び満洲は、多数の各省の独立運動があり軍閥や匪賊が跋扈する戦乱状態にあった。住民は軍閥と匪賊による苛斂誅求に苦しめられており、住民の人権が侵害されていた。いわば、現在の中東の状況にあった。

満洲では、満洲民族自らの独立運動があった。5 族共和を目的に清朝皇帝を迎えて、満洲人が首相と各省の部長に就任し、満洲帝国は建国された。日本は、近代国家の制度や政府機関などの国づくりの方法を知らない住民に代位して、悪弊の駆逐、通貨統一、中央銀行の設立、法治体制の整備、政府機関の設立、インフラ整備、日本の保証による国債発行など、建国を支援した。

1912 年 2 月 11 日に大清帝国皇帝と革命側との間で調印された退位協定には、皇帝は外国(満洲)の君主として扱うと明確に規定されている。古代、ローマ帝国が崩壊した後、ローマに支配されていたエジプトが、イタリアは我が領土であると主張することは誰が見ても奇想天外である。これと同様に、歴史上、一度も漢民族が支配したことがない満洲を、大清帝国の崩壊後に支那本土の漢民族が引き継ぐことが正当であると言う理由は存在しない。しかも、支那本土においても、戦後の 1949 年 10 月に毛沢東が統一するまで幾つかの政府が存在し、統一した政府は存在していなかった。1933 年当時、満洲問題を審議していた国際連盟においても、「支那とは何か、だれが政府か、国境はどこか」などと問題になっていた。

満洲帝国は、その後、連盟加盟国の半数にも及ぶ多数の国により承認されており、多数の外国の領事館も設けられている。満洲帝国は日本の属国でもなく、独立した国家であった。

1945 年 8 月 14 日の日本の敗戦後、満洲の日本軍はソ連に武装解除したとはいえ、独立した国家である満洲帝国まで、当事国が関与しないで 3 カ国の談合に過ぎないカイロ宣言で潰す合理的理由は存在しない。しかも、満洲国を消滅させることは、明らかに自分たちが宣言した大西洋憲章に反する。満洲国を存続させるべきであった。満洲国を存続させておけば、朝鮮半島の南北分離もなく支那本土も共産化することはなかった。

台湾について、日本が「盗取」したとは何事か。台湾はオランダが支配しており、大清帝国は支那本土を征服したが、台湾を化外の地(大清帝国の支配の及ばない地)としていた。下関講和条約で、その化外の地台湾が両国の合意の上、



日本に譲渡されたのである。これを盗取と片付けてしまえば、そもそも、全ての国際条約自体が成立し得ない。

また、朝鮮人民の隷属状態(enslavement)に留意し、朝鮮を独立させるとある。「隷属状態は」は誤謬である。英国は植民地住民に教育を施すこともなく利益を収奪するばかりで現地民を隷属させた過酷な植民地支配を行っている。米国も奴隷売買により黒人を奴隷にし、フィリピンを独立させると嘘をついて手に入れ、住民を隷属させている。英米は自分達のしていることを棚に上げて、朝鮮の事情と歴史も知らず、日本が大韓帝国の発展に如何に貢献してきたかも知らず、朝鮮民族を隷属状態にしていると、よくも言えたものだ。日本による朝鮮合邦は、朝鮮の置かれた状況を熟慮した上で、大韓帝国政府の要請と一進会など民間人の要請もあり、英米も承認し合邦を推奨した上で実行された。李朝の皇太子は日本の皇室として処遇された。朝鮮合邦は、欧米による搾取一辺倒の植民地支配とは異なり、学校を造り住民の教育を充実させ、インフラを整備し、衛生を改善して寿命を延ばす等、住民の繁栄を図ったものであったことは極めて明白である。カイロ宣言のこの表現は、日本を敗戦させて、敗戦後に日本を支配するための宣伝に過ぎない。

いずれにしても、カイロ宣言は英米が宣言した大西洋憲章にも明確に違反し、遠くてアジアの歴史を知らない白人のルーズベルトとチャーチルが、戦勝の予定された国の奢りで傲慢にも声明したものに過ぎない。

### 6.3 ヤルタ密約

ヤルタ密約の1年以上も前、カイロ会談(1943年11月23日-27日)の1ヶ月前の1943年10月19日のモスクワでの米国ハル国務長官とモロトフ外務大臣との会談において、ハル国務長官は南樺太と千島列島の譲渡を報奨にしてソ連に参戦を打診している。このモスクワ会談の最終日の晩餐会(11月30日)において、スターリンはドイツに勝利した後に日本との戦争に参加することをハル国務長官に伝えた。この時、国務長官ハルは、自分の回想録において、スターリンの人柄に深い感銘を受けたとして、肅清独裁者のスターリンを崇めている。

1945年2月11日ルーズベルト、チャーチル、スターリンがヤルタで戦後処理について会談を行った。

ルーズベルトの側近にソ連のスパイが多数いたことは、ヴェノナ文書の公開により今では公知の事実である。アメリカは、1941年7月25日に在米日本資産を凍結し、8月1日に完全に石油の輸出を禁止し、東南アジアを植民支配しているイギリスとオランダに日本資産を凍結させると共に東南アジアから日本

へ石油、ゴム、錫などの鉱物その他の原料や米を輸出することを禁止させ、日本を破産に追い込んだ。そして、遂に、同年 11 月 26 日にアメリカは、1 年に渡る日米交渉を振り出しに戻し、米国からの日本への宣戦布告とも言うべき日本が到底飲むことができない高圧的なハルノートを日本に突きつけた。このハルノートを書いたのは、ソ連のスパイの財務次官補ハリー・デクスタ・ホワイトトである。

ヤルタ会談においてルーズベルトに随伴したのが、大統領側近でソ連のスパイとも言われるハリー・ホプキンスと、大統領が随伴を指名した国務省職員でソ連のスパイのアルジャー・ヒスである。国務長官ステティニアスは前年末にハル国務長官と交代したばかりで外交に関しては素人同然であり、会談はホプキンスとヒスに任せ切りであった。ヒスは会談をソ連に有利なように仕切った。ルーズベルトがヤルタに赴いた時、彼は癌に冒されており判断能力が著しく欠如していたと言われている。このときの米国は、スターリンが欧州各国を侵略しているにもかかわらず、共産主義を崇めると共にスターリンを崇めて、ソ連には全くの無警戒であった。

ルーズベルトは、スターリンにドイツの敗戦後の 2 ヶ月又は 3 ヶ月後に、日ソ中立条約を破棄してソ連が参戦することを促し、その報奨に南樺太と千島列島をソ連に引き渡し、ソ連の支配している外蒙古は現状維持し、旅順の租借権と満洲の権益をソ連に認めると約した。当事国である日本や満洲国が不在なままの当事国の領土の変更契約は、当然に、国際法に違反し、この密約は国際法上の何の意味もない。

国務省から千島列島の調査を依頼されたブレイクスリー教授は、千島列島全島は日本が保持することが妥当であるとする秘密文書(国務省 1944 年 12 月 28 日付 CAC302 文書)をヤルタ会談前にルーズベルトに提出していたが、彼は聞く耳を持っていなかった。

米国議会はサンフランシスコ講和条約の批准時の付帯決議として、この密約をルーズベルトの個人的約束としヤルタ密約の無効を宣言している。国際連盟の加盟国ではない米国は、あれほどまでに、満洲国を承認せず満洲権益を日本には認めなかったにもかかわらず、大西洋憲章に違反して国際連盟から除名された侵略国家ソ連にはあっさりとして認めている。ご都合主義の極みである。

この密約においても、日露戦争を日本の背信的攻撃としているが、これは誤りである。ソ連が北京議定書に違反して満洲に軍隊を駐在させ、大韓帝国に侵攻したのが日露戦争の原因である。このヤルタ密約が米国議会で明らかになっ

たのは、1年後の1946年1月29日であった。

ヤルタ密約は、領土拡張をしないとする大西洋憲章に明らかに違反している。

#### ヤルタ密約を無効とする米国議会決議

米国上院議会はサンフランシスコ講和条約の批准時(1952年3月20日)に次の付帯決議をしている。

上院の助言と決議として、上院はこの条約(サンフランシスコ講和条約)のなかには、日本と条約に定める連合国が、南樺太やその周辺の島々、千島列島、齒舞、色丹、その他日本が1941年12月7日までに領有していた領土に関する権利や名称や利益をソ連に有利に思われるように減少させたり、誤解させたり、権利や名称がソ連のものであることに合意したと見做されるものは全くないことを明言する。また、この条約やそれについての上院の助言と同意には、1945年2月11日付の日本に関するいわゆるヤルタ合意に含まれるソ連に有利な条項をアメリカ合衆国が承認したと示唆するものは何もない。

#### ブッシュ大統領のヤルタ密約の完全否定

2005年5月7日、ブッシュ大統領はラトビアの首都リガにおいて、安定のために小国の自由を犠牲にした試みは反対に欧州を分断し不安定化をもたらす結果を招いたとし、ヤルタ密約は史上最大の過ちの一つであるとの批判演説を行った。後の米国大統領がルーズベルト大統領の政策を、史上最大の過ちであると完全否定したのである。。

### 6.4 日本の降伏条件を規定する布告(Proclamation Defining Terms for Japanese Surrender) (いわゆるポツダム宣言)

日本に対して通告された日本の降伏条件を規定する布告は、法律上は、日本がこの条件を承諾し降伏すれば終戦にするという双務履行契約の申し出である。

ポツダム宣言第5条には「我等の条件は以下の通り。我々はそれらの条件から逸脱しない。代わる条件は存在しない。」とあることから、この条件布告は日本の有条件降伏を規定したものである。無条件降伏ではない。ポツダム宣言は、日本国政府が日本国軍隊の無条件降伏を布告することを要求しているに過ぎない(第13条)。

1945年7月18日～8月2日の期間、ポツダムにおいてトルーマン、チャーチル、スターリンによる会談が行われた。このポツダム会談の最中、ポツダム宣言が発せられる前日の7月25日に、トルーマンはマーシャル参謀総長とスチムソン陸軍長官の承認の下、原爆投下実施部隊の司令官スパーツに対して、

「有視界飛行が可能な天候となり次第、広島、小倉、新潟、長崎の何れかを目標に最初の特種爆弾を投下せよ。追加分の爆弾は準備が整い次第、前記の目標に投下せよ。」との原爆投下指令書を発令した。その発令の翌日、スターリンを無視して7月26日にポツダム宣言が発せられた。

ポツダム宣言の当初案には、天皇の地位を保証する天皇条項が存在した。しかし、原爆投下の準備期間を確保するために、日本が承諾し難いことを知りながら、正式なポツダム宣言ではそれが削除され天皇の地位の保証を不明確にしている。戦前の駐日大使、当時の国務次官グルーは、日本は天皇の地位が保証されさえすれば確実に降伏するので、ポツダム宣言には天皇の地位を保証する条項を記載すべきとの意見を具申ししていた。しかし、ポツダム会議において、トルーマンと国務長官バーンズは、天皇の地位を保証していない宣言を日本は受諾しないであろうことを認識していながら、意図的に曖昧なポツダム宣言を布告した。

原爆投下指令書が発令されると、トルーマンは戦後の世界支配を有利にするために、最早、ソ連の参戦は必要ではないと考え、ポツダム宣言はソ連の同意を得ずに発せられた。トルーマンは日本がソ連に仲介の依頼をしていたことを知っていた。

日本の降伏条件受諾後にソ連軍がなした日本軍及び民間人に対する戦闘行為は、当然に、何の条約上の根拠もなくハーグ陸戦法規違反であることは明白である。

日本の降伏条件を規定する布告（ポツダム宣言）第8条には「カイロ宣言の条項は履行される、また、日本国の主権は本州、北海道、九州、四国及び吾らの決定する諸小島に限定される。」とある。

しかしながら、ソ連から申し出があった降伏条件に応諾する日本の意思が、ソ連に送達された時に降伏条件受諾契約は成立した。降伏条件受諾後のソ連の戦闘行為は、降伏条件受諾契約をソ連が自ら破棄したことを意味する。したがって、ポツダム宣言第8条の日本の領土に関する規定はソ連に対しては無効である。

なお、9月2日のミズーリー号上の降伏文書の署名は、法律上は契約の確認行為に過ぎない。

## 6.5 サンフランシスコ講和条約

### (1) 講和条約の領土条項

サンフランシスコ講和条約は、1951年9月8日に日本と49カ国との間で署

名された。ソ連は講和条約の署名を拒否し、中華民国と中華人民共和国は講和会議に招待されなかった。

千島列島、南樺太の領土問題について、講和条約第 2 条(c)には「日本国は、千島列島並びに日本国が 1905 年 9 月 5 日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」とある。

## (2)スターリンは北海道北半分の占領を要求

講和条約の草案の本格的検討は、米国政府国務省で 4 年の期間をかけて行われた。その間、条約案は、(1)択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の 4 島が日本の領土範囲として明記され、得撫島以北の千島列島はソ連に割譲されるとする明文の規定と、(2)ソ連の参戦の報奨に千島列島をソ連に引き渡すことを約したヤルタ密約及びソ連に降伏する地域を定めた一般指令書第 1 号と、の間に激しく揺れ動いている。一般指令第 1 号は 1945 年 8 月 15 日に発令され、日本軍がソ連に降伏する地域を、満洲、朝鮮北部(38 度線以北)、南樺太と規定していた。スターリンはこれに反発し、千島列島全部と北海道北半分を加えるようにトルーマンに要求した。トルーマンはスターリンに北海道北半分の占領を諦めさせ、朝鮮北部だけの占領に同意させるために、千島全島の占領を許可するように修正した。

## (3)1947 年 7 月、8 月の米国政府案では択捉島、国後島、色丹島及び歯舞諸島は日本の領土との明文規定が存在

ヤルタ会談前において、国務省の 1944 年 12 月 28 日付 CAC302 文書によると、千島列島全島は日本が領有することが妥当であるとされていた。1947 年 7 月の米国政府案では、第 1 条として、「日本の領土範囲は、主要四島である本州、九州、四国及び北海道、並びに瀬戸内海の諸島、千島列島の中の国後及び択捉、琉球諸島などの諸島を含む」としている。色丹島と歯舞群島は当然に北海道の一部との認識である。第 3 条には、「日本は 1875 年にロシアから日本に割譲された得撫島以北の千島列島を割譲する」とある。「ロシアから日本に割譲された」とあるが、これは「樺太と交換された」と表現するのが正しい。

1947 年 8 月案では、択捉島と国後島を千島列島とは限定せずに、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞諸島は日本が領有する諸諸島であると明記され、得撫島以北の千島列島の主権をソ連に割譲するとしている。すなわち、千島列島に関する国境は、1855 年の日露和親条約により画定された国境とした。

しかし、アメリカはソ連を講和予備会議に参加させるために、ヤルタ密約に配慮し、択捉島及び国後島の処理に苦慮している。この後、日本再建に注力す

るため講和条約の起草作業は一時中断された。

(4)再開後の1949年10月案は、択捉、国後、色丹、歯舞群島が、対馬、琉球諸島などと共に日本領土範囲とし、ソ連が調印しないなら得撫島以北の千島列島のソ連への割譲条項は削除と明記

1949年9月に条約起草作業が再開された。10月案は、択捉、国後、色丹、歯舞群島が、対馬、琉球諸島などと共に日本領土範囲として明記され、得撫島以北の千島列島をソ連に割譲とする案であった。また、ソ連が調印しないならば、第3条の得撫島以北の千島列島をソ連へ割譲すると規定した条項は削除して、この領土は条約当事国を含む関係国により後に決定されると注記されている。

(5) 択捉、国後、色丹、歯舞群島の4島嶼は千島列島の一部であるとの主張は歴史的に脆弱

米国政府は、ソ連が現に占領している4島を手放すことは殆どないが、この4島を日本領として残すことが戦略的に望ましいと認識していた。駐日政治顧問シーボルトは、日本の4島領有の主張をアメリカ政府は支持すべきであり、この4島をソ連が併合しないことが米国の望みであり、この4島は千島列島の一部であるとの主張は歴史的に脆弱であり、日本が領有することが妥当であると主張している。

(6)朝鮮戦争の勃発が条約起草案を一変 — 領土問題は米ソ対立による安全保障問題へ—

しかし、1949年10月1日に中華人民共和国政府が樹立され、その半年後の1950年6月25日に北朝鮮軍が38度線を越えて南に侵攻し朝鮮戦争が勃発した。この世界情勢の変化は条約起草案を一変させた。アジアにおける共産主義勢力の拡大、ソ連の核保有、米ソ対立及び共産主義の日本への波及は、全ての領土問題(南樺太、千島列島、琉球列島、小笠原諸島、台湾、朝鮮、南洋諸島など)を安全保障の問題に変化させた。アメリカはアジア太平洋における安全保障上、日本を西側に繋ぎ止め、在日米軍の駐留を継続させ、太平洋諸島を領有し、ソ連とも講和条約を締結させる必要性に迫られた。すなわち、日本の領土問題は、ソ連を立てる方向に変化した。

(7)米国は日米安全保障条約を同時締結するためソ連に譲歩 — 千島列島の定義を意図的に曖昧に—

1949年12月草案では、ヤルタ密約と千島列島の妥当な定義を考慮して、色

丹島及び歯舞群島は千島列島ではないとして、日本領土としては色丹島及び歯舞群島のみが残り、択捉島及び国後島は明文の規定を設けずに千島列島の全島をソ連に割譲すると規定された。すなわち、択捉島及び国後島が千島列島に属するか否かを曖昧にした。領土の帰属を国連で扱うとの案もあったが、米ソ対立が国連を崩壊させるとの懸念により、国連で決するという案は廃案となった。

1951年3月1日案では、南樺太と、二国間協定又は本条約に従った司法的限定により定義される千島列島をソ連に引き渡すとし、千島列島の定義を協定又は司法に委ねた。

しかし、3月20日案では、講和条約の締結と同時に日米安全保障条約を締結させるため、重大な米ソ対決を恐れた米国は、ソ連に配慮して定義に関する規定を削除し、日本は南樺太と千島列島をソ連に引き渡すと変更した。また、色丹島及び歯舞群島の日本領有の明文が削除されたのは、現にソ連が占領している状態で、日本は両島を領有すると明文規定を設けると、確実に米ソの軍事対決が発生すると考えたためであった。

すなわち、ソ連を講和条約に参加させるために餌を与えるとともに、第25条において講和条約に参加しないなら本条約の利益は得られない、すなわち、領土のソ連への割譲はないと規定した。したがって、講和条約第2条(c)項による日本の南樺太と千島列島の放棄はソ連には適用されない。

#### (8)ソ連は4島のソ連帰属の明文規定に固執し米国は妥協

1951年5月案までは、ソ連が講和条約に参加しさえすれば、ソ連は南樺太と千島(千島が択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の全部又は一部を含むか否かの問題は残る)を獲得できる規定になっていた。しかし、ソ連は、領土処理はカイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言等の国際合意により決定済みであり、講和条約はこれらの合意の公正な遂行であるべきと主張した。そして、ソ連は4島をソ連へ帰属させることの明文がない草案に反対し、ソ連が講和条約を署名しないことが確実視された。

そのため、6月14日の修正案では、現に軍事占領して撤退しないことが確実視されるソ連との軍事衝突を避けるために、意図的に日本の主権を曖昧にして、ソ連への割譲ではなく帰属先を明記しないで、単に日本が放棄するという表現に修正された。

#### (9)領土条項は米国が太平洋の覇権を獲得するためのソ連への配慮の産物

日本が委任統治していた、グアム島を除くマリアナ諸島、パラオ諸島、カロリン諸島、マーシャル諸島をアメリカの委任統治領とし、アメリカが沖縄、小笠原を占領継続することを了承させる代償として、日本の領地の放棄が定めら

れた点も見逃すことができない。

ソ連は、米国の沖縄、小笠原の占領、米軍の日本駐留、日米安全保障条約に反対し、この条約案では日本の軍国主義の再建を伴うとして、署名のための講和会議で反対演説を行い、結局署名しなかった。

結局、北方領土を含む日本の領土の放棄に関するサンフランシスコ講和条約の規定は、米ソ対立の激化により、米国が太平洋の覇権を獲得することの代償としての米国のソ連に対する妥協の産物であったと言える。

## 6.6 連合国憲章(Charter of the United Nations)

“United Nations”の用語はルーズベルトにより案出され、1942年1月1日の連合国共同宣言(Declaration by the United Nations)により正式な用語となった。1945年4月25日から「国際機関に関する連合国会議 (United Nations Conference on International Organization)」がサンフランシスコで開催され、“Charter of the United Nations”が起草され、1945年6月26日に署名された。同じ頃の1945年12月27日に成立された国際通貨基金(International Monetary Fund, IMF)には、“International”が用いられている。

このことから、“United Nations”は連合国を意味し、Charter of the United Nations は連合国憲章と訳すことが正しい。United Nations は日本が降伏する前に戦勝国たる連合国のための機関として設立された。

憲章第107条には「憲章のいかなる規定も、本憲章署名国の敵国であった国に関して、責任ある政府により戦争の結果として執られ又は許可された行為を無効又は排除するものではない」と規定されている。

ロシアの主張は、この条項により北方領土の主権は「戦争の結果として」とったものであるということである。しかし、降伏条件を規定する布告(ポツダム宣言)を受諾したことの日本の意思がソ連に送達された時に、ポツダム宣言により規定された双務履行契約は成立しているのである。その受諾後に成されたソ連の占領は戦争の結果ではあり得ない。単なる不法占領に過ぎない。

## 7 結論

歴史における先占の原則からすると、樺太全土及び千島列島全島は日本の領土であることは明白である。ロシア帝国による武力的威圧により、1855年の日露和親条約、1867年の樺太仮規則、1875年の樺太千島交換条約が順次締結され、日本領土は狭く不利益な方向に変更された。1855年の歴史上最初の国境画定により、元々日本の領土であるのであるが、国後島と択捉島は日本領土としてソ連が再確認したのであり、得撫島(ウルップ島)以北から守占島までの千島列島と樺太全島とが交換されたのである。そし



て、1905年のポーツマス条約により、北緯 50 度以南の南樺太が日本領に返還され、この時点で日本領は南樺太及び国後島及び択捉島と千島列島であった。

日本は 1945 年 8 月 14 日に日本の降伏条件を規定する布告（ポツダム宣言）を受諾し、その受諾の意図はソ連に送達された。したがって、この日以後のソ連の武力攻撃は違法であることは明白である。

日本が受諾又は締結した条約は、日本の降伏条件を規定する布告(ポツダム宣言)及びサンフランシスコ講和条約である。そのうち、ソ連が署名したのは日本の降伏条件を規定する布告だけであり、サンフランシスコ講和条約をソ連は署名していない。

また、ソ連は、ポツダム宣言を日本が受諾した後に、南樺太及び北方 4 島に侵略した。ポツダム宣言は終戦条件を規定した連合国による申し出であり、双務履行契約である。ソ連の行為はこの終戦規定に明確に違反し、終戦規定の不履行であるのでソ連は自らポツダム宣言を破棄したものと見做される。したがって、ポツダム宣言はその契約を履行しなかったソ連に対しては無効であり、ソ連はポツダム宣言第 8 条に規定する「カイロ宣言の条項は履行される、また、日本国の主権は本州、北海道、九州、四国及び吾らの決定する諸小島に限定される。」を主張することはできない。

ヤルタ密約は米国政府により正式に破棄されており、サンフランシスコ講和条約をソ連は署名していないので、講和条約第 2 条の日本の領土放棄に関する規定はソ連には適用がない。したがって、南樺太及び国後島及び択捉島と千島列島は、少なくともソ連の領土ではあり得ない。

すなわち、サンフランシスコ講和条約第 2 条(c)により日本が千島列島と南樺太を放棄するとあっても、その放棄の結果、自動的にソ連の領土になる訳ではない。

色丹島と歯舞群島は北海道の一部であって千島列島には属していないので、講和条約第 2 条(c)の規定にかかわらず、色丹島と歯舞群島は放棄されておらず当然に日本の領土である。

1855 年の国境画定において日本とロシア帝国は、国後島と択捉島は北海道の一部であると確認し、得撫島から占守島までが千島列島(クリル島)と確認したのである。したがって、国後島と択捉島は講和条約第 2 条(c) に規定する放棄した千島列島の一部ではない。

日本はソ連の領土に侵攻しておらず、ソ連とは戦争をしていない。1945 年 8 月 9 日にソ連が一方的に日本に宣戦布告して日本領土及び満洲に侵略してきた。日本がポツダム宣言を受諾し降伏した 8 月 14 日以後もソ連は日本領土に侵略して占領を続けた。上述してきたように、国後島、択捉島、色丹島及び歯舞群島のソ連の現在の占拠は、国際法に違反した不法占拠であることは極めて明白である。ソ連の不正義が明らかであるにもかかわらず、色丹島と歯舞群島の返還だけで満足することは有り得ない。色丹島と歯舞群島だけの返還を求める姿は、居座り強盗に母屋と納屋を占拠されているの

に、正義を捨てて納屋だけでも明渡してもらおうように強盗にお願いするような情け無い姿である。日本は、日本領土であった南樺太と同じく日本領土であった得撫島から占守島までの千島列島を実質上、不正義を貫くソ連に譲渡したのと同様な状態になっている。これ以上、何を譲歩する必要があるのか。1855年からのロシア・ソ連との領土交渉は、常に、日本が不利な状態に追い込まれて、悔し涙を流し禍根を残してきた。100年後の後世日本人に禍根を残し批判されないためにも、北方全4島の日本領土帰属の正当性とその正義を世界に訴え続け、4島の一括返還を主張し続けるべきである。それが現在を生きる日本人の責務である。

## 参考文献

- ReaBronsonGeorge. (1935(2016 訳)). "The Case for Manchoukuo": 『満洲国建国の正当性を弁護する』.(田中秀雄, 訳)
- ハルコーデル. (2001). 『ハル回顧録』.(宮地健次郎, 訳) 中央公論新社.
- ヘインズアールジョン, クレアハーヴェイ. (2010). 『ヴェノナー解読されたソ連の暗号とスパイ活動ー』.(中西輝政 (監訳) , 山添博史, 佐々木太郎, 金自成, 訳) PHP 研究所.
- 鬼塚隆志. (2011). 『小国と大国の攻防ーロシア帝国とソ連の国境が動いた時』. 内外出版.
- 原貴美恵. (2012). 『サンフランシスコ平和条約の盲点ーアジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」』. 溪水社.
- 江崎道朗. (2016). 『アメリカ側から見た東京裁判史観の虚妄』. 祥伝社.
- 江崎道朗. (2017). 日本は誰と戦ったのか -コミンテルンの秘密工作を追求するアメリカ-. KK ベストセラーズ.
- 細谷千博. (1984). 『サンフランシスコ講和への道』. 中央公論社.
- 三浦陽一. (1996). 『吉田茂とサンフランシスコ講和』 (第 上下 巻).
- 三田村武夫. (1987). 『大東亜戦争とスターリンの謀略ー戦争と共産主義』, 『戦争と共産主義』 (1950)復刻版. 自由社.
- 志摩園子. (2004). 『物語バルト三国の歴史ーエストニア・ラトヴィア・リトアニアー』. 中央公論新社.
- 篠田謙一. (2007). 『日本人になった祖先たち』. 日本放送出版協会.
- 秋月俊幸. (2014). 『千島列島をめぐる日本とロシア』. 北海道大学出版会.
- 上原卓. (2013). 『北海道を守った占守島の戦い』. 祥伝社.
- 水間政憲. (2010). 『今こそ日本人が知っておくべき「領土問題」の真実』. PHP 研究所.
- 星野直樹. (1963). 『見果てぬ夢ー満州国外史』. ダイヤモンド社.
- 早坂隆. (2010). 『指揮官の決断』. 文藝春秋.
- 竹田恒泰. (2015). 『アメリカの戦争責任ー戦後最大のタブーに挑むー』 . PHP 研究所.

- 長瀬隆. (2003). 『日露領土紛争の根源』 . 草思社.
- 長浜浩明. (2010). 『日本人ルーツの謎を解く－縄文人は日本人と韓国人の祖先だった』 .
- 藤岡信勝自由主義史観研究会. (2012). 『国境の島を発見した日本人の物語－教科書が教えない領土問題』 . 祥伝社.
- 八並朋昌編. (2015). 『「樺太－カラフト」を知る－ニッポン領土問題の原点』 (別冊正論 25). 日本工業新聞社.
- 服部龍二編著. (2002). 『満州事変と重光駐華公使報告書－外務省記録「支那ノ対外政策関係雑纂『革命外交』に寄せて－』 . 日本図書センター.
- 木村和男. (2007). 『北太平洋の「発見」－毛皮交易とアメリカ太平洋岸の分割』 . 山川出版社.
- 和田春樹. (1999). 『北方領土問題－歴史と未来－』 . 朝日新聞社.